

令和7年度 ism-Link 情報セキュリティ研修会

「謝罪だけじゃ許せない。～医療・介護現場のプライバシー漏洩と法的責任～」

(8.2.14@はにかむベース)

のちだ
後田法律事務所

弁護士後田寿久・弁護士後田健太郎

【事例1】

登場人物：社会福祉法人飯田会

社会福祉法人飯田会が運営する特別養護老人ホーム山吹荘

山吹荘の職員で介護福祉士資格を持つ下平主任

最近山吹荘に入所した千代さん（山吹荘入所前は別法人の訪問介護を利用して
いた）

千代さんの娘のかなえさん

経 緯：山吹荘職員の下平主任は、ism-Link で目にした千代さんの家族に関するプ
ライ
バシー情報を、山吹荘の他の入所者の家族に話してしまいました。

その結果、千代さんの家族についてのプライバシー情報が地域に広がり、千代
さんの家族は地域や職場や学校でかなりつらい立場に置かれることになってし
まいました。

自分たちがこのようなことになってしまったのは下平主任が ism-Link で目
にした情報を他に漏らしたからだと憤る千代さんの娘のかなえさんは、弁護士に
関係者の責任追及を依頼しました。

問 題：さて、かなえさんの依頼を受けた弁護士は、誰に対し、どのような責任追及を
するでしょうか。なお、弁護士は、規制が生ぬるい個人情報保護法の適用を検討
する気はないようです。

第1 下平主任に対する責任追及

1 刑事責任の追及（社会福祉士及び介護福祉士法）

法 46 条：社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り
得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後
においても、同様とする。

法 50 条 1 項：第 46 条の規定に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の
罰金に処する。

2 資格面からの責任の追及（社会福祉士及び介護福祉士法）

法 32 条 1 項：厚生労働大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

① 第 3 条各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

法 3 条：次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

③ この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

3 民事責任の追及（民法）

法 709 条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4 組織内責任の追及（就業規則（モデル就業規則¹を例として））

第 10 条（服務） 労働者は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、会社の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

第 11 条（遵守事項） 労働者は、以下の事項を守らなければならない。

④ 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと

⑤ 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと

⑦ その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと

第 67 条（懲戒の種類） 会社は、労働者が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

① けん責 ② 減給 ③ 出勤停止 ④ 懲戒解雇

第 68 条（懲戒の事由）

1 労働者が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

③ 過失により会社に損害を与えたとき

⑤ 第 11 条、…に違反したとき

⑥ その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 労働者が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。

⑤ 故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたとき

⑥ 会社内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき

¹ 厚生労働省労働基準局監督課作成のモデル就業規則令和 7 年 12 月版より抜粋

⑬ 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき

⑭ その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

第2 社会福祉法人飯田会に対する責任追及

1 行政的な責任の追及（社会福祉法）

指導、監査、行政処分（改善措置命令、業務停止命令、役員了解職勧告、設立認可の取消、指定の効力停止、指定の取消）

2 民事責任の追及（民法）

(1) 不法行為責任

法 715 条 1 項：ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(2) 債務不履行責任

法 415 条 1 項：債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第3 山吹荘の所長に対する責任追及

1 民事責任の追及（民法）

法 715 条 2 項：使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

2 組織内責任の追及（☞第 1 - 4）

【事例2】

登場人物：医療法人桜町会

医療法人桜町会が運営する唐笠病院

唐笠病院で田本さんの主治医を務めている内科医の平岡医師

唐笠病院で平岡医師の診療の補助を担当している温田看護師

消化器系の疾患で唐笠病院に入院している田本さん

田本さんの友人で会社の同僚の下山村さん

経緯：温田看護師は、田本さんの入院の際に ism-Link で得た田本さんの精神疾患の受診情報を、田本さんのお見舞いに来た下山村さんに話してしまいました。

下山村さんがその話をうっかり会社で口にしたことから、田本さんは会社での居心地が悪くなり、定年まで10年を残して退社することになってしまいました。

自分が会社に居づらくなったのは自分の医療情報を漏らした病院のせいだと憤る田本さんは、弁護士に関係者の責任追及を依頼しました。なお、田本さんは、同僚の下山村さんについては特にどうしてほしいとは思っていないようです。

問題：さて、田本さんの依頼を受けた弁護士は、(下山村さん以外の)誰に対し、どのような責任追及をするでしょうか。なお、弁護士は、規制が生ぬるい個人情報保護法の適用を検討する気はないようです。

第1 温田看護師に対する責任追及

1 刑事責任の追及（保健師助産師看護師法）

法42条の2：保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

法44条の4：第42条の2の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

2 資格面からの責任の追及（保健師助産師看護師法）

法14条1項：保健師、助産師若しくは看護師が第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- ① 戒告 ② 3年以内の業務の停止 ③ 免許の取消し

法9条：次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許を与えないことがある。

- ① 罰金以上の刑に処せられた者

- ② 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

3 民事責任の追及（☞事例1の第1-3）

4 組織内責任の追及（☞事例1の第1-4）

第2 医療法人桜町会に対する責任追及

1 行政的な責任の追及（医療法）

指導、監査、行政処分の可能性

2 民事責任の追及（☞事例1の第2-2）

第3 唐笠病院の病院長に対する責任追及

1 民事責任の追及（☞事例1の第3-1）

2 組織内責任の追及（☞事例1の第1-4）

第4 平岡医師に対する責任追及²

1 民事責任の追及（☞事例1の第3-1）

2 組織内責任の追及（☞事例1の第1-4）

² 本件は平岡医師の刑法上の責任や医師法上の責任を問うべきケースではありませんが、参考までに刑法と医師法の関連規定を挙げておきます。

刑法134条1項：医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

医師法7条1項：医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- ① 戒告 ② 3年以内の医業の停止 ③ 免許の取消し

医師法4条：次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- ③ 罰金以上の刑に処せられた者

- ④ 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者